



申23号 豊田駅の出札窓口の閉鎖及び 「話せる指定席券売機」の導入による 営業体制の見直しに関する申し入れ (2021年2月5日提出)その2

2. 「話せる指定席券売機」の導入における券売機室等の工事はお客さまへの影響を最大限考慮すること。

(会社回答) お客さまのご利用状況を踏まえ、必要な準備を進める。

3. 「話せる指定席券売機」の導入における券売機室等の工事は駅係員・豊田駅にて睡眠をとる乗務員の休憩・休養を阻害しないよう配慮すること。また、工期についてわかり次第、関係区所へ知らせること。

(会社回答) 必要な周知は行っていく。

(会社) 「話せる指定席券売機」についての工事は終了している。

(組合) マルス撤去の工期は決まっているのか？

(会社) 3/11マルヨでマルス・POSは撤去される。

(組合) 撤去までは使えるのか？

(会社) 触らないように周知しているため使用できない。

(組合) 作業によっては騒音・振動がでることもあるため乗務員区へも周知すること。

(会社) 運輸部も含めて周知していく。

確認 撤去については時間帯は決まっていないが、決まり次第運輸部も含めて連絡する。

4. 「話せる指定席券売機」の導入に際し、営業職社員に対し機器操作や障害時に不安なく対応できるよう十分な教育を実施すること。

(会社回答) 必要な教育は行っていく。

(会社) コールセンターと意見交換を行っているその後もリモートにて行っている。

(組合) 駅社員の操作による誤発売も他駅へと移動してもらうことになる。不安なく業務に臨めるよう教育を行うこと。

(会社) 現場から声があれば支社として対応する。営業職として高度な営業知識を有することが求められる。が営業職だけでなく輸送・管理も含めて駅総体で対応する。

(組合) 輸送職社員が案内を行うべきではない。

(会社) 営業社員よりは知識は不足している。いきなりは現実的ではない。知識についてもフォローしていく必要がある。

確認 現場からの要請があれば教育は考えていく。
輸送社員もいきなりできるとは考えていない。